

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第1項第2号（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出
担当課	介護保険課
目的	保健・医療・介護等の情報を厚生労働省のデータベースに集約し、各種統計データや施策情報等を統合し、各自治体における介護・医療関連情報の「見える化」を推進していくため。
対象者	介護保険の要介護（要支援）認定を申請した被保険者
事業内容	<p>1 現行</p> <p>平成30年4月1日に施行された、介護保険法改正第118条の2第2項に基づき、厚生労働省の介護保険総合データベースへ区が保有する要介護認定情報等を提出している。（平成30年度第6回本審議会了承済）</p> <p>2 令和3年9月以降</p> <p>介護分野におけるデータ基盤のさらなる整備を行うため、令和3年4月1日に施行された介護保険法改正第118条の2第3項及び介護保険法施行規則第140条の72の5第4項により、厚生労働省へ提出する情報項目が新たに追加され、全国一律のものとして滞りなく事務を行うものであり、新宿区においても介護分野の整備を推進していく。</p> <p>3 送信方法</p> <p>要介護認定情報等は、厚生労働省から配布された認定ソフトでファイル作成を行い提出する。介護保険法施行規則第140条の72の5の第6項に基づき、国民健康保険団体連合会に専用通信ネットワーク回線の「伝送通信ソフト」というシステムを使用し、データ送信を行う。（平成30年度第6回審議会了承済）</p>

件名 要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合について

(情報項目の追加)

※太字ゴシック(下線)は、平成30年度第6回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1. 個人の範囲 介護保険の要介護(要支援)認定を申請した被保険者 2. 記録項目 資料17-1のとおり(区分欄に「追加」の記載がある項目)
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	令和3年4月1日施行された介護保険法改正第118条の2第3項及び介護保険法施行規則第140条の72の5第4項により要介護認定情報等のデータ提出項目が追加されたため、全国一律のものとして滞りなく事務を行うものである。
結合の形態	専用通信ネットワーク回線を使用した専用パソコンによるデータ送信
結合の開始時期と期間	令和3年9月上旬以降(次年度以降も同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	1 平成16年より上記回線を運用している介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、新宿区個人情報保護条例を厳守し、以下のとおり保護措置を講じており、本業務においても同様とする。 【運用上の対策】 (1) 新宿区情報セキュリティポリシーを厳守する。 【システム上の対策】 (1) 使用するパソコンは厚生労働省保連との伝送専用とし、区のネットワーク及びパソコンとは分離する。 (2) 送信する情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (3) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。 (4) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。 2 東京都国民健康保険団体連合会は、次に掲げる保護措置を講じる。 【運用上の対策】 (1) 東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則及び東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程を厳守する。 (2) 要介護認定情報の経由業務に係る管理監督を適切に実施する。 【システム上の対策】 (1) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。 (2) 送信する情報ファイルは、暗号化する。 (3) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。